

集積所の改善対応手続き ～清潔な集積所を目指して～

海老名市では、これまで維持管理が十分に行き届かず不衛生な集積所改善に向けた取り組みを行い、地域の皆様の協力を得て、多くの集積所に改善が見られています。しかし、一部では改善が図られず、市の収集作業に支障を生じさせている集積所もあります。

そこで、改善対応手順を整理し、必要な規定を「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則」（以下「規則」）の改正により明文化するなど、制度の明文化を行いました。

1 制度内容

集積所改善対応手続き

(1) 集積所管理に係る義務の明文化(規則第11条の2第3項追加)

海老名市廃棄物の減量化・資源化・適正処理等に関する条例(以下「条例」)第10条第1項に規定されている「市が行う収集、運搬及び処分に協力」の明文化



清潔な管理といった集積所管理者への

「市の収集、運搬及び処分に困難が生じないようにする」協力義務を規定

(2) 上記義務に従わない場合の勧告手続内容の明文化(規則第11条の4追加)

条例第10条第1項の義務に従わない場合に適用される同条第4項の勧告手続の明文化



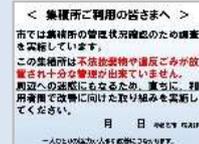
①注意⇒②指導⇒③警告の3段階手続き その他啓発看板設置、ポスティングなどの現場対応も併行実施

【原則】

「注意」:口頭対応

「指導」:書面対応(看板設置で代替可)

「警告」:書面対応



(3) 収集の一時休止(プロジェクトチーム発足、運用基準の策定)

手続き等の経過、収集休止に伴う利用者への不利益に対する代替措置、対象となる集積所に係る状況などを総合的考慮した上で、収集の一時休止を市として判断



対象集積所において、ごみ収集の一時休止を行うことを市として判断

※判断を行うためのプロジェクトチームの発足及び運用基準の策定を実施

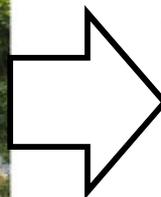
【集積所改善事例】

2 規則施行日

令和4年4月1日



改善前



改善後

◎ この件に関するお問い合わせ

【制度に関すること】海老名市 経済環境部 環境政策課 電話 046・235・4923

【現場対応に関すること】海老名市 経済環境部 資源対策課 電話 046・235・4922